

久喜市市民参加条例の解説

～協働のまちづくりの推進に向けて～

久 喜 市

久喜市市民参加条例の趣旨及び解釈

目次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 定義	2
第3条 市民の責務	4
第4条 市の責務	5
第2章 市民参加の手續	7
第5条 市民参加の対象	7
第6条 市民参加の方法	12
第7条 附属機関の委員の選任及び会議の公開	16
第8条 附属機関の委員公募の公表	19
第9条 附属機関の委員の応募資格及び選考	20
第10条 市民意見提出制度の実施の手續	21
第11条 市民意見提出制度の実施により意見を提出できるものの範囲	23
第12条 市民説明会の開催の手續	24
第13条 市民説明会に参加できるものの範囲	25
第14条 ワークショップの実施の手續	26
第15条 市民政策提案制度の実施の手續	27
第3章 市民参加推進員制度	30
第16条 市民参加推進員の公募、登録及び役割	30
第4章 市民参加計画等	33
第17条 市民参加計画及び実施状況の公表	33
第5章 雑則	35
第18条 他の制度との調整	35
第19条 条例の見直し	36
第20条 委任	37
附則	38

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民参加の基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、この条例の目的を定めたものです。

- ・「市民参加の基本的な事項を定める」とは、市民が市政に参加するための基本的な事項（市民参加の手続きの基準等）を定めたものです。
- ・この市民参加の手続きの基準等を定めることによって、「協働のまちづくりを推進し」、最終的には「個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する」ことを明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民が市政に関して意見を述べ、又は提案することをいう。
- (2) 協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。
- (4) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【趣旨及び解釈】

■本条は、この条例で使われる基本的な用語について、その語句の表す意味を定めたものです。

1 第1号関係（市民参加）

・「市民参加」とは、広い意味では市民が市政に参加することの全てと捉えることができますが、この条例では、政策の立案等の行政プロセスに市民が自主的かつ主体的に参加し、「市政に関して意見を述べ、又は提案すること」をいいます。

《ポイント》

広義の市民参加としては、行政参加（自治体が総合振興計画などの行政計画を策定するような行政活動に市民が関わること）、コミュニティ参加（地域課題の解決に向け、自治会や町内会などの地縁組織等に市民が参加すること）、市民活動参加（地域にとらわれず、環境や福祉などの様々なテーマにおいて、行政とともに公共を担う活動（NPO等）への参加）、議会参加がありますが、この条例でいう市民参加は、狭義の市民参加であり、それは行政参加のことをいいます。

2 第2号関係（協働）

・「協働」とは、市民と市がそれぞれの役割と責任の違いを認め合いながら、協力してまちづくりを進めていくことをいいます。

3 第3号関係（市民）

・「市民」とは、久喜市の区域内に住所を有する者（地方自治法第10条第1項）に加え、市内に通勤し、又は通学する者、市内で事業を営むもの（宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、営利法人、特定非営利活動法人等）、市内で活動するもの（ボランティア団体、趣味のサークル等）としています。これは、市の施策に関して影響を受ける市民として、広く捉えています。

なお、第6条に定める市民参加の方法によって、市民の定義の範囲を拡大したり、又は狭めたりして、参加できるものの範囲を個別に定めています。

4 第4号関係（市の機関）

・「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

・この条例は執行機関における市民参加の手続を規定したものであるため、議決機関である議会（議決という権能を通じて条例制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能を持つ機関）を除いています。

・水道事業については、水道事業管理者を置かず、市長が水道事業を管理していることから、市の機関としての「市長」に含めます。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加をするよう努めるものとする。

2 市民は、自主的かつ主体的に市民参加をするよう努めるものとする。

3 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して市民参加をするよう努めるものとする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民が市民参加を行うに当たっての基本的な責務（市民の心構え）を定めたものです。

1 第1項関係（自らの発言と行動に責任を持つ）

・市民は、市の機関に対して意見又は提案を行うに当たって、自らの発言や行動が行政活動に影響を与えることを自覚し、責任を持って市民参加を行うことを定めたものです。

2 第2項関係（自主的かつ主体的）

・市民参加は、他の人から要請されるものではなく、自主的に参加し、主体的に行うことを定めたものです。

3 第3項関係（全体の利益）

・特定の個人又は団体の利益となる意見・提案を行うのではなく、久喜市民全体の利益となる公正な市民参加を行うことを定めたものです。

(市の責務)

第4条 市は、市民に分かりやすい情報の提供に努め、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市は、市民に対して説明責任を果たすよう努めなければならない。

3 市は、市民参加の機会を確保するとともに、その拡充に努めなければならない。

4 市は、市民の意向を把握し、市の施策に反映させるよう努めなければならない。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民参加を推進するに当たっての市の基本的な責務を定めたものです。

1 第1項関係（分かりやすい情報の提供と市民との情報の共有）

・市民が市民参加を行うに当たっては、その前提として、市との情報の共有が不可欠であることから、市は、市の保有する情報を市民に分かりやすく提供することを定めたものです。

・市民から求めがあった場合（公文書公開請求など）だけではなく、常に市の保有する情報を積極的に市民に提供し、市民参加を推進していくものとします。

・分かりやすい情報の提供としては、イラストを活用した説明や、市民参加の情報をまとめた市民参加のページ（ホームページ）や公共施設に常設の市民参加コーナーを設置するなど、市民と情報を共有していくものとします。

・「市民参加コーナー」とは、公共施設に設置している市民参加の情報等をまとめて公表する常設のコーナーをいいます。

2 第2項関係（市民への説明責任）

・市は、施策の経過や、施策の意思決定に至った理由などについて、市民に対して分かりやすく説明する責任があることを定めたものです。

・市は、市民からの市政に関する意見又は提案等に対して、誠意をもって分かりやすく応答する責任があることを定めたものです。

3 第3項関係（市民参加の機会の確保及び拡充）

・協働のまちづくりを推進するためには、幅広い層の市民の参加が必要であることから、市民が参加しやすい環境を整備するなど、市民参加の機会の確保・拡充に努めることを定めたものです。

・市民が参加しやすい環境の整備としては、会議等の開催の時間帯や曜日に配慮するこ

とや、保育サービスの実施などがあります。

4 第4項関係（市民の意向の把握、施策への反映）

- ・市民のニーズに適切に対応するために、市民の意向を積極的かつ的確に把握し、市の施策に反映させるよう努めなければならないことを定めたものです。

第2章 市民参加の手続

（市民参加の対象）

第5条 市の機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）を実施しようとするときは、市民参加を求めなければならない。

- （1） 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- （2） 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止
- （3） 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
- （4） 市民の生活に重大な影響を及ぼす条例の制定、改正又は廃止
- （5） 公共の用に供される大規模な市の施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、対象施策のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参加を求めないものとする。

- （1） 軽易と認められるもの
- （2） 緊急に実施しなければならないもの
- （3） 法令の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- （4） 市の機関内部の事務処理に関するもの
- （5） 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

3 市の機関は、前項の規定により市民参加を求めないこととしたときは、その理由を公表するものとする。

4 市の機関は、対象施策以外の施策（第2項各号に掲げるものを除く。）にあっても、市民参加を求めることができる。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民参加の対象に関することについて定めたものです。

1 第1項関係（市民参加の対象）

・この条例が制定されるまでにも、市は積極的に市民参加を求めてきましたが、市民参加に係る統一的な基準がなかったため、市民参加を求めるかどうかは、担当部署の判断に委ねられている状況にありました。このような状況を改善するため、市民参加の具体的な手続（統一的な基準）を定め、市民の生活に重大な影響を及ぼすような施策など、市民参加を求めなければならない施策を「対象施策」として明らかにしたものです。

・具体的な案件が、この条例に定める対象施策であるかどうかについては、個別の条例及び計画の性格、内容等に応じて市の機関がこの条例の趣旨に照らして判断するものです。

(1) 第 1 号関係（基本的な事項を定める計画）

・「市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画」とは、総合振興計画の基本構想・基本計画、男女共同参画行動計画、環境基本計画、情報化推進計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、地域防災計画、緑の基本計画、障害者福祉基本計画、行政改革大綱、次世代育成支援行動計画、都市計画マスタープランなどがあります。

(2) 第 2 号関係（基本方針を定める条例）

・「市政に関する基本方針を定める条例」とは、自治基本条例、市民参加条例、市民活動推進条例、環境基本条例、総合福祉条例、男女共同参画を推進する条例などがあります。

(3) 第 3 号関係（義務を課し又は権利を制限する条例）

・「市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例」とは、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例、空き地の環境保全に関する条例、文化財保護条例、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例、自転車等放置防止条例、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、なし赤星病防止条例などがあります。

・この号に該当する条例は、地方自治法第 14 条第 2 項「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」の規定に基づくものです。

(4) 第 4 号関係（市民の生活に重大な影響を及ぼす条例）

・「市民の生活に重大な影響を及ぼす条例」とは、情報公開条例、個人情報保護条例などがあります。

(5) 第 5 号関係（大規模な市の施設の設置に係る基本計画等）

・「大規模な市の施設」とは、久喜市市民参加条例施行規則第 3 条に規定する「設置に係る費用が 3 億円以上の施設」をいいます。

・「設置に係る費用」とは、用地費、調査設計費、工事費等その施設の設置に係る総事業費のことをいいます。

・「施設」とは、公共の用に供される公民館、公園、保育園、道路、河川、水道施設、下水道施設等をいいます。

《ポイント》

地方自治法第 244 条の「公の施設」との関係

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設のことです。体育施設、文化施設、社会福祉施設などがあります。市庁舎や研究施設などについては、本来住民の利用に供するために造られているわけではないので、公の施設に該当しません。

一方、この条例での「市の施設」とは、公の施設の他、市庁舎や研究施設なども含まれています。これは、限られた財源を有効に活用し、市民のニーズに応じた利用しやすい施設としていくことが求められていること、また、高額な税金が投入される施設については、市民の関心が高い事項でもあり、市民参加の手続きが必要との考えです。

- ・「設置に係る基本計画等」とは、施設を新設する場合や、改修する場合の基本構想、基本計画等をいいます。なお、補修などを行い施設の状態を一定に保つ維持管理及び老朽化などした設備を新しいものに交換する設備更新に基づく基本計画等については、該当しないものとします。
- ・公共施設の建設に当たっては、一般的に、基本構想（基本計画）→基本設計→実施設計の手順を踏むことになります。この場合の市民参加の手続きについては、基本構想（基本計画）の段階において行うことを原則としますが、個々の施設の性格に応じて、それ以降の段階に拡大して行うことを妨げるものではありません。
- ・事業費が規則に定める金額に満たない施設であっても、市民生活に重大な影響を及ぼす施設については、市民参加を求めるものとします。

《ポイント》

「大規模な市の施設の設置に係る基本計画等」と第 1 号との関係

市民参加の対象施策の第 1 号では、「市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更」とされており、大規模な市の施設の設置についても、この第 1 号の規定により、基本構想などの市全体の計画の中の一つとして位置付けられます。しかしながら、第 1 号で市民参加を得て策定された計画は、個々の施設の詳細を検討するには至らず、長期的な観点で計画的に施設を整備する計画となりますので、第 5 号に規定されている事項は、市民参加の対象として、個々の市の施設を建設する際に、再度、市民参加を求めることになります。

《久喜市市民参加条例施行規則》

（大規模な市の施設）

第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 5 号に規定する大規模な市の施設は、その設置に係る費用が 3 億円以上の施設とする。

2 第2項関係（市民参加を求めないもの）

- ・第1項に掲げる対象施策のうち、市民参加を求めないものについて定めたものです。
- ・本項に該当するものであっても、市民参加を求めることを否定するものではありません。

(1) 第1号関係（軽易なもの）

- ・「軽易と認められるもの」として、引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正など、政策的な判断を要しないものは、市民参加を求めないとしたものです。

(2) 第2号関係（緊急に実施するもの）

- ・「緊急に実施しなければならないもの」として、災害等の発生など緊急な対応を要する場合には、速やかな意思決定が必要であることから、市民参加を求めないとしたものです。

(3) 第3号関係（法令の規定により実施するもの）

- ・「法令の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの」として、税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなどは、市民参加の余地がないため、市民参加を求めないとしたものです。
- ・「法令」とは、国が定める法律のほか、政令、府令・省令、告示などをいいます。

(4) 第4号関係（市の内部の事務処理に関するもの）

- ・「市の機関内部の事務処理に関するもの」として、定員適正化計画などは、市の機関が自らの責任と意思で決定すべきことであることから、市民参加を求めないとしたものです。

(5) 第5号関係（市税の賦課徴収等に関するもの）

- ・「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項の規定において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていません。この理由としては、「地方税等の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃に関する住民の直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方公共団体の財政的基盤を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められる」とされています。このことを踏まえ、市民参加を求めないとしたものです。
- ・「その他金銭の徴収」とは、負担金、分担金、使用料及び手数料その他の徴収をいいます。
- ・国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料及び水道料金については、本号の規定により市民参加を求めるものではありませんが、それぞれ公募による市民を含む国民健康保険運営協議会、介護保険運営協議会、水道事業運営審議会及び下水道事業運営審議会

において審議されています。本号は、これらについての市民参加を否定するものではありません。

3 第3項関係（市民参加を求めないものとした理由の公表）

- ・第1項の対象施策のうち第2項に該当し、市民参加を求めないものとした施策については、その理由を公表し、市民への説明責任を果たすことを定めたものです。
- ・「公表」については、第17条に規定する市民参加計画の実施状況の中にその理由を記し、以下の方法において公表します。

《久喜市市民参加条例施行規則》

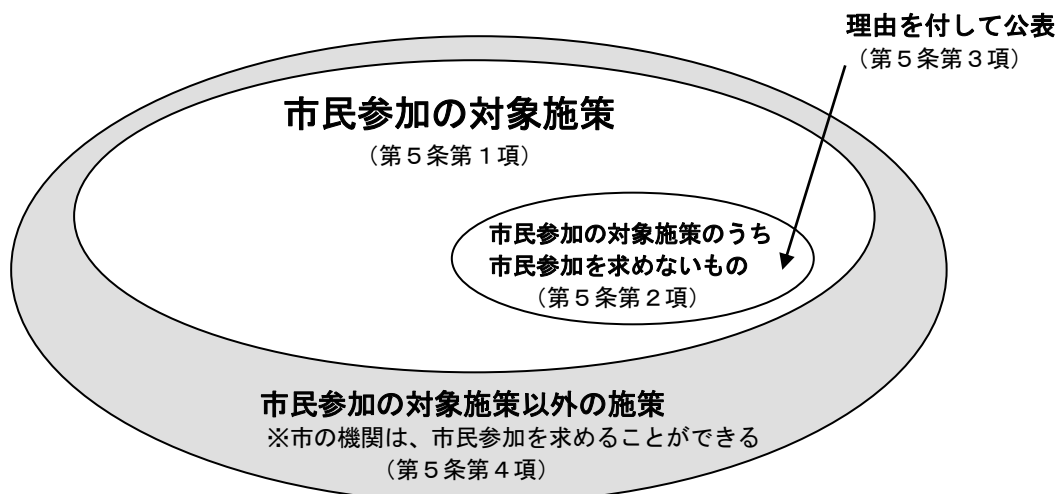
（公表の方法）

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- （1）市の広報紙への掲載
- （2）市のホームページへの掲載
- （3）市の施設での閲覧又は配布
- （4）前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める方法

4 第4項関係（対象施策以外の市民参加）

- ・第1項の対象施策以外の施策であっても、第2項に該当するものを除き、市は市民参加を求めることができることを定めたものです。このことは、対象施策に該当しないものであっても、市民参加を得た市政運営を積極的に推進していくことがこの条例の目的に沿うものであるため、市民参加を求めることができることを明らかにしたものです。



(市民参加の方法)

第6条 市の機関は、前条第1項又は第4項の規定により市民参加を求めるときは、次に掲げる市民参加の方法のうち1以上の方法によらなければならない。

(1) 附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関で、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものをいう。以下同じ。）への付議

(2) 市民意見提出制度（市の機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度をいう。以下同じ。）の実施

(3) 市民説明会（市の機関が施策の趣旨、目的、内容等に対しての説明を行い、これに対して市民と市の機関及び市民同士の意見交換を目的とする集まりをいう。以下同じ。）の開催

(4) ワークショップ（市の機関が施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市の機関及び市民同士の自由な議論を目的とする集まりをいう。以下同じ。）の実施

(5) 市民政策提案制度（市の機関が市民に政策の提案を求め、提案された内容を検討し、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する制度をいう。以下同じ。）の実施

(6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

2 市の機関は、前項の規定により市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加による市民の意見又は提案を施策の決定に反映させることができる適切な時期に、これを実施しなければならない。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民参加の方法に関することについて定めたものです。

1 第1項関係（市民参加の方法）

・市民参加の対象施策及び対象施策以外の施策（第5条第4項）を実施する際の市民参加の方法について定めたものです。市民参加を求めるにあたっては、この方法のうち1以上の方法により実施しなければならないことを義務づけたものです。

・市民参加の方法にはそれぞれ特性があることから、施策の内容によって、最も効果的かつ適切な方法により市民参加を求めるものとします。

- ・市民参加の方法の具体的な手続きについては、個別の条文（第7条から第15条）において定めています。

(1) 第1号関係（附属機関）

- ・「附属機関への付議」とは、市の機関が、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関（その構成の全部又は一部に市民が含まれるもの）を設置し、市の機関からの諮問等に対する答申、報告等を求めるための方法をいいます。
- ・「附属機関」とは、法律又は条例の定めるところによる自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいいます。
- ・「諮問」とは、市の機関が、審議会等に意見を求めることをいいます。
- ・「答申」とは、審議会等が諮問を受けた事項について、市の機関に対して意見を申し述べることをいいます。
- ・この条例は、市民参加の手続きを規定していることから、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものを附属機関としています。
- ・学識経験者や公募による市民で構成する附属機関は、行政プロセスにおいて重要な役割を担っており、市民参加を拡充する方法の一つとして位置付けています。
- ・附属機関の具体的な手続きについては、第7条から第9条に定めています。

《関係法令等》

地方自治法

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(2) 第2号関係（市民意見提出制度：パブリック・コメント）

- ・「市民意見提出制度」とは、市の機関が施策の案などを公表し、この案に対して市民からの意見を募集し、提出された意見を考慮して施策の意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する一連の制度をいいます。
- ・市民意見提出制度を実施する際には、市民に分かりやすいように「パブリック・コメント」という表現を併記するものとします。
- ・市民意見提出制度は、施策の案について広く市民に意見を求めることができる制度であり、市民参加を拡充する方法の一つとして位置付けています。
- ・市民意見提出制度の具体的な手続きについては、第10条及び第11条に定めています。

す。

- ・審議会等が、施策に対する意見募集を実施するにあたっては、市民意見提出制度に準じた手続きに基づき実施するものとします。

《ポイント》

市民意見提出制度は、市民に施策の案の賛否を問うものではなく、また提出された意見の多少で判断すべきものでもありません。あくまで提出された意見の内容に着目して、施策に反映させるよう検討することが目的となります。

(3) 第3号関係（市民説明会）

- ・「市民説明会」とは、一定の会場において、参加した市民に対して市の機関が施策の案などについて説明を行い、その内容について市民と市の機関、市民同士の意見交換を目的とする集まりをいいます。
- ・市民説明会は、施策の案について、市民の意見を直接聴くことができるとともに、意見を交換することができる効果的な市民参加の方法の一つとして位置付けています。
- ・市民説明会の具体的な手続きについては、条例第12条及び第13条に定めています。
- ・第5条第4項の規定に基づき市民参加を求めるにあたって、道路改良工事、下水道布設工事などに伴う用地買収や工事内容に関する説明会については、事業を実施する地域、その地権者など極めて限られた範囲の市民が関心を持つというのが一般的であると考えますので、一律に市民参加の手続きを義務付けることは合理的ではなく、この条例でいう「市民説明会」に該当しないものとします。しかし、このような説明会を否定するものではなく、市民の理解を得るため、積極的に実施することが必要です。

(4) 第4号関係（ワークショップ）

- ・「ワークショップ」とは、施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために、共同作業を通して、市民と市の機関、市民同士の自由な議論を目的とする集まりをいいます。
- ・ワークショップは、市民が受身ではなく主体的に検討作業を行い、市民同士の自由な議論をもとに多様な意見が出されることから、市民意識の向上を図ることができる市民参加の有効な方法の一つとして位置付けています。
- ・ワークショップの具体的な手続きについては、条例第14条（第12条及び第13条を準用）に定めています。

(5) 第5号関係（市民政策提案制度）

- ・「市民政策提案制度」とは、市の機関がある一定のテーマに基づき、市民に政策の提

案を求め、提案された政策の検討を行い、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する一連の制度をいいます。

- ・市民政策提案制度は、単なる市に対する要望ではなく、市民全体の利益である個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための具体的な政策を市民に求めるものです。

- ・第15条では、市民政策提案制度について、市の機関が市民に政策の提案を求めるほか、対象施策（第5条第2項各号に掲げるものを除く。）の範囲内において、市民が自発的に市の機関に対して政策の提案をすることも定めています。

- ・市民政策提案制度は、市民自らが政策について十分な検討を行い、作成した政策を市の機関に対して提案することができる市民参加の方法の一つとして位置付けています。

- ・市民政策提案制度の具体的な手続きについては、条例第15条に定めています。

(6) 第6号関係（市の機関が適当と認める方法）

- ・「市の機関が適当と認める方法」とは、アンケートの実施、フォーラムやシンポジウムの開催のほか、市民参加に対する社会の変化等に伴い、新たに創造される市民参加の方法等をいいます。

2 第2項関係（市民参加の方法を実施する時期）

- ・市民参加の方法を実施するときは、提出された市民の意見又は提案を施策の決定に反映させることができる適切な時期に、実施することを定めたものです。

- ・「適切な時期」とは、施策の内容によって異なることから、その施策に応じて、市民の意見又は提案を施策に反映させることができる最も効果的な時期（企画立案から施策の決定前、議会の議決を要する施策については議会提案前まで）をいいます。

(附属機関の委員の選任及び会議の公開)

第7条 市の機関は、附属機関の委員を選任しようとするときは、次の各号に掲げる事項につき、当該各号に定める基準によらなければならない。ただし、法令又は条例の規定により委員の構成が定められているとき、その他当該基準によらないことに正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 公募による委員の比率 附属機関の委員総数（以下「委員総数」という。）の30パーセント以上とする。
- (2) 男女の構成比率 男女いずれの委員数も委員総数の30パーセント以上とする。
- (3) 同一の附属機関において継続して在任することができる期間 10年以内とする。
- (4) 委員を兼任することができる附属機関の数 5以内とする。

2 市の機関は、附属機関の委員を選任したときは、委員の氏名及び選任の区分を公表するものとする。

3 附属機関の会議の公開及び会議録の写しの閲覧は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例（平成22年久喜市条例第26号）の規定によるものとする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、附属機関の委員の選任及び会議の公開について定めたものです。

1 第1項関係（附属機関の委員の選任基準）

- ・多くの市民の参加を求めること及び男女共同参画の視点から、附属機関の委員を選任するに当たっての基準を定めたものです。
- ・「その他当該基準によらないことに正当な理由」とは、委員を公募しても応募者がいなかった場合や、高度に専門的な知識が要求されたりする場合などがあります。
- ・委員の選任に当たっては、委員の年齢構成等について配慮するものとします。
- ・関係団体に対し附属機関の委員の推薦を依頼する場合においては、この基準を考慮するものとします。

(1) 第1号関係（公募による委員の比率）

- ・「公募による委員」とは、市の機関が、広く市民に附属機関の委員を募集し、応募のあった市民の中から附属機関の委員に選任された者をいいます。
- ・「公募による委員の比率」とは、1附属機関における委員総数に対する公募による委員の割合をいいます。なお、附属機関の委員の構成は、公募による市民のほか、市の機

関が選任する学識経験を有する者などで組織されます。

- ・公募による委員の比率は、附属機関の委員総数の３０％以上と定めていますが、この比率は、最低限の比率として定めたものです。

(2) 第２号関係（男女の構成比率）

- ・「男女の構成比率」とは、１附属機関における委員総数に対する男女それぞれの割合をいいます。
- ・男女共同参画の視点から、男女いずれの委員数も委員総数の３０％以上と定めたものです。この比率は、最低限の比率として定めたものであり、個々の附属機関において男女の均衡に配慮するものとします。

(3) 第３号関係（在任期間）

- ・「同一の附属機関において継続して在任することができる期間」とは、一人の市民が同一の附属機関に継続して在任することができる期間をいいます。
- ・多様な市民の意見を求めるため、一定の基準として、１０年以内と定めたものです。

(4) 第４号関係（委員の兼任）

- ・「委員を兼任することができる附属機関の数」とは、一人の市民が複数の附属機関の委員を兼任することができる数をいいます。
- ・多様な市民の意見を求めるため、一定の基準として、５以内と定めたものです。

２ 第２項関係（委員の氏名等の公表）

- ・委員を選任したときは、委員の氏名及び選任の区分を公表することを定めたものです。
- ・「選任の区分」とは、公募による市民、学識経験者などの区分をいいます。

３ 第３項関係（会議の公開及び会議録の写しの閲覧）

- ・附属機関の会議の公開及び会議録の写しの閲覧は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例の規定によるものとして、会議の透明性を確保するとともに、市民との情報の共有を図るものです。

《関係法令等》

久喜市審議会等の会議の公開に関する条例

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

※第4条(不服申立て等に係る会議の非公開)、第5条(非公開とすることができる会議)省略

(会議開催の事前公表)

第6条 実施機関は、審議会等を開催するに当たっては、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 会議の議題
- (4) 会議の一部又は全部を非公開とする場合の措置とその理由等
- (5) 傍聴の定員(会議を全部非公開とする場合は不要)
- (6) 傍聴手続(会議を全部非公開とする場合は不要)
- (7) 問い合わせ先

2 前項の公表は、当該会議の開催日の1週間前までに行うよう努めるものとする。

(会議の傍聴)

第7条 何人も、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

(会議資料の配布又は閲覧)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、傍聴する者に会議資料(久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を配布又は閲覧させなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について、会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

(附属機関の委員公募の公表)

第8条 市の機関は、附属機関の委員を公募により選任しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 附属機関の名称及び内容
- (2) 委員の任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 募集する委員の人数及び選考方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

【趣旨及び解釈】

■本条は、附属機関の委員を公募により選任しようとする際の、事前公表事項を定めたものです。

・附属機関の委員の公募内容を市民に公表することにより、幅広い市民からの応募を求めるものです。

・「応募資格」とは、第9条に定められた資格をいいます。

・「選考方法」とは、第9条に定められた方法をいいます。

（附属機関の委員の応募資格及び選考）

第9条 附属機関の委員を公募する場合における当該委員に応募する資格を有する者は、18歳以上の市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する者に限る。第15条及び第16条第1項において同じ。）とする。

2 附属機関の公募による委員の選考の方法その他の事項については、規則で定める。

【趣旨及び解釈】

■本条は、附属機関の委員の公募に対する応募資格を有する者及び公募による委員の選考の方法を定めたものです。

1 第1項関係（応募資格）

- ・応募する資格を有する者は、18歳以上の市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する者に限る。）とします。
- ・「市民」とは、第2条第3号の定義により「市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。」と規定されていますが、附属機関の委員は、発言と行動に責任を持つ必要があるとともに、その意見、提案は市政運営に大きく作用するものとなることから、「市内に居住し、通勤し、又は通学する者」に限定するものです。

2 第2項関係（委員の選考方法）

- ・「公募による委員の選考の方法」とは、久喜市市民参加条例施行規則第4条に規定する久喜市附属機関委員公募選考委員会における選考をいいます。

《久喜市市民参加条例施行規則》

（附属機関の公募による委員の選考の方法等）

第4条 条例第9条第2項の附属機関の公募による委員の選考の方法は、次に定めるところによる。

- （1） 附属機関の公募による委員の選考は、久喜市附属機関委員公募選考委員会に諮って行うものとする。
- （2） 附属機関の公募による委員の選考の方法は、書類審査によるものとする。ただし、必要に応じ、面接又は論文による選考を行うことができる。

2 前項の委員の選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。

(市民意見提出制度の実施の手続)

第10条 市の機関は、市民意見提出制度を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 市民意見提出制度の実施の対象となる施策（以下この条において「施策」という。）の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 施策の案、概要及び当該案に関する資料
- (3) 施策の案に対する意見の提出方法、提出期間及び提出先
- (4) 施策の案に対する意見を提出できるものの範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 市の機関は、施策の案を公表した日から起算して30日以上期間を設けて、意見を募集しなければならない。ただし、当該期間を設けることができない特別な事情があるときは、この限りでない。

3 市の機関は、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行ったときは、当該意見の概要及び当該意見に対する考え方並びに施策の案を修正したときはその修正した内容を公表しなければならない。ただし、久喜市情報公開条例（平成22年久喜市条例第12号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められるものは公表しないものとする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民意見提出制度を実施する際の手続きについて定めたものです。

1 第1項関係（事前公表事項）

- ・市民意見提出制度の実施により市民に意見を求めようとする際の、事前公表事項を定めたものです。
- ・施策の案を公表するに当たっては、市民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるよう、概要や関連情報なども併せて公表するものとします。
- ・「意見を提出できるものの範囲」とは、第11条に定められた範囲をいいます。
- ・「意見の提出方法」については、久喜市市民参加条例施行規則第5条において定めています。

《久喜市市民参加条例施行規則》

(市民意見提出制度による意見の提出方法)

第5条 条例第10条に規定する市民意見提出制度の実施により提出する意見(以下この条において「意見」という。)は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市の機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便による送付
- (3) 電子メールによる送付
- (4) ファクシミリによる送付
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

2 意見を提出しようとするものは、当該意見に自らの住所及び氏名(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を明記するものとする。

【解釈】

第2項関係(住所及び氏名の明記)

意見を提出するに当たっては、自らの発言と行動に対して責任を持つという観点の他、意見の内容を確認することが必要な場合も想定されるため、住所及び氏名を明記するものとします。

2 第2項関係(意見の提出期間)

- ・市民意見提出制度の実施により市民に意見を求める際の、意見の提出期間について定めたものです。
- ・多くの市民から意見の提出を受けるためには、市民が施策の案を検討し、意見を提出するための準備期間を十分取る必要があります。また、行政運営上の効率性も考慮する必要があることから、提出期間を30日以上と定めたものです。ただし、緊急の必要がある場合など特別な事情があるときは、期間を短縮することができるものとします。

3 第3項関係(意見の概要及び市の考え方等の公表)

- ・市民から提出された意見の検討を終了し、施策の意思決定を行ったときに、提出された意見の概要及び意見に対する市の機関の考え方を公表するとともに、施策の案を修正したときは、その修正内容を公表することを定めたものです。
- ・提出された意見の趣旨・内容が類似しているものは、整理して公表するものとします。
- ・公表した施策の案の内容と直接関係のない意見や賛否のみを表明した意見については、公表しないものとします。
- ・公表については、意見を提出した市民に対して個別の回答は行わず、市のホームページなどにおいて広く公表することにより、説明責任を果たすものとします。

(市民意見提出制度の実施により意見を提出できるものの範囲)

第 11 条 市民意見提出制度の実施により意見を提出することができるものの範囲は、市民、市に対して納税義務を有するもの及び当該市民意見提出制度の実施の対象となる施策に利害関係を有するものとする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民意見提出制度の実施により意見を提出できるものの範囲を定めたものです。

- ・「市民」とは、第 2 条第 3 号の市民の定義により「市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。」と規定されていますが、より幅広い市民の意見を求める必要があることから、第 2 条第 3 号に定義する市民の他、「市に対して納税義務を有するもの及び施策に利害関係を有するもの」も範囲に加えています。
- ・「市に対して納税義務を有するもの」とは、本市に市民税、固定資産税などを納税しているものをいい、法人格を有しない社団等も含めるものとします。
- ・「市民意見提出制度の実施の対象となる施策に利害関係を有するもの」とは、直接影響を受け、又は影響を受けるおそれのある個人及び法人その他の団体をいいます。

(市民説明会の開催の手続)

第12条 市の機関は、市民説明会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 市民説明会の開催日時及び場所
- (2) 市民説明会の議題及び当該議題に関する資料
- (3) 市民説明会に参加できるものの範囲
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 市の機関は、市民説明会を開催したときは、その開催の記録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民説明会を開催する際の手続きについて定めたものです。

1 第1項関係（事前公表事項）

- ・市民説明会の開催により、市民に参加を求めようとする際の、事前公表事項を定めたものです。
- ・市民説明会の開催の当日に、市の機関が議題に関して説明をするだけでは、市民にとって十分に検討する時間がないことから、事前に議題に関する資料を公表することを定めたものです。
- ・議題及びこれに関する資料を公表するに当たっては、市民が内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、市民にとってわかりやすいものに努めるものとします。
- ・「市民説明会に参加できるものの範囲」については、第13条に定められた範囲をいいます。
- ・公表は、市民説明会の開催日の1週間前までに行うように努めるものとします。

2 第2項関係（開催記録の作成及び公表）

- ・開催記録の作成に関する具体的な手続きについて定めたものです。
- ・開催記録は、市民説明会終了後、1ヶ月以内に公表するよう努めるものとします。
- ・開催記録は、会議の内容及び決定事項が容易に理解できるように作成し、特に詳細な開催記録が必要な説明会以外は、要約方式を原則とします。

《久喜市市民参加条例施行規則》

(市民説明会の開催記録)

第6条 条例第12条第2項に規定する市民説明会の開催の記録は、市民説明会開催記録（様式第1号）により作成するものとする。

(市民説明会に参加できるものの範囲)

第13条 市民説明会に参加して意見を述べることができるものの範囲は、市民、市に対して納税義務を有するもの及び当該市民説明会の議題に係る施策に利害関係を有するものとする。ただし、市の機関は、必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は狭めることができる。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民説明会に参加して意見を述べることができるものの範囲を定めたものです。

・「市民」とは、第2条第3号の市民の定義により「市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。」と規定されていますが、より幅広い市民の意見を求める必要があることから、第2条第3号に定義する市民の他、「市に対して納税義務を有するもの及び施策に利害関係を有するもの」も範囲に加えています。この他、市の機関が必要と認めるときには、この範囲をさらに広げたり、地域を限定した説明会を実施するなど範囲を狭めたりすることができることを定めたものです。

・「市に対して納税義務を有するもの」とは、本市に市民税、固定資産税などを納税しているものをいい、法人格を有しない社団等も含めるものとします。

・「市民説明会の議題に係る施策に利害関係を有するもの」とは、施策に対して直接影響を受け、又は影響を受けるおそれのある個人及び法人その他の団体をいいます。

(ワークショップの実施の手続)

第 14 条 ワークショップの実施については、前 2 条の規定を準用する。

【趣旨及び解釈】

■本条は、ワークショップを実施する際の手続きについて定めたものです。

・ワークショップを実施するに当たっての事前公表事項、開催記録の作成及び公表、参加できるものの範囲については、市民説明会に関する条項（第 12 条及び第 13 条）に準じて実施するものとします。

(市民政策提案制度の実施の手続)

第15条 市民は、市の機関が実施する市民政策提案制度による場合のほか、対象施策（第5条第2項各号に掲げるものを除く。）の範囲内において、自発的に市の機関に対して政策の提案をすることができる。

2 前項の政策の提案は、13歳以上の市民の5人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から市の機関に対して行うものとする。

3 市の機関は、市民に対して政策の提案を求めようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 提案を求める目的

(2) 提案の提出方法、提出期間及び提出先

(3) 提案をすることができる者の範囲

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

4 市の機関は、市民から提案された政策の内容を検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、これらを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民政策提案制度を実施する際の手続きについて定めたものです。

1 第1項関係（市民による政策提案）

・市の機関が市民に政策の提案の求める場合のほか、市民は自発的に市の機関に対して政策の提案をすることができることを定めたものです。

・自発的に市の機関に対して政策の提案をすることができる範囲は、第5条第1項に定められた対象施策（第5条第2項各号に掲げるものを除く。）の範囲内とします。

・「市民」は、第2条第3号の市民の定義により「市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。」と規定されていますが、政策提案の内容は市政運営に大きく作用するものとなることから、「市内に居住し、通勤し、又は通学する者」に限定するものです。

《久喜市市民参加条例施行規則》

(市民政策提案制度による提案の提出方法)

第7条 条例第15条第1項の規定により市民政策提案制度の実施による政策の提案をしようとする提案代表者は、市民政策提案書（様式第2号）及び市民政策提案者署名簿（様式第3号）を、市の機関に提出しなければならない。

・市民政策提案制度は、5人以上の市民の連署をもって政策（条例案など）の提案を行い、提案された内容について市の機関が検討するものですが、選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署をもって、条例の制定又は改廃を請求し、議会において審議する地方自治法第74条に基づく条例の制定又は改廃の請求とは制度が異なるものです。

《地方自治法》

第一節 条例の制定及び監査の請求

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。（以下省略）

2 第2項関係（政策提案できる者の要件）

・提案の代表者から市の機関に対して政策の提案をすることができることについて定めたものです。

・政策の提案をすることができる年齢としては、これからの久喜市を担う若い世代の意見の重要性を考慮して、13歳以上としています。

・「5人以上の連署をもって」とは、1人の意見ではなく、多くの市民がお互いに知恵を出し合い、議論を重ね、合意のもとでより良い政策が立案されることを目的として、連署が必要であることを定めたものです。

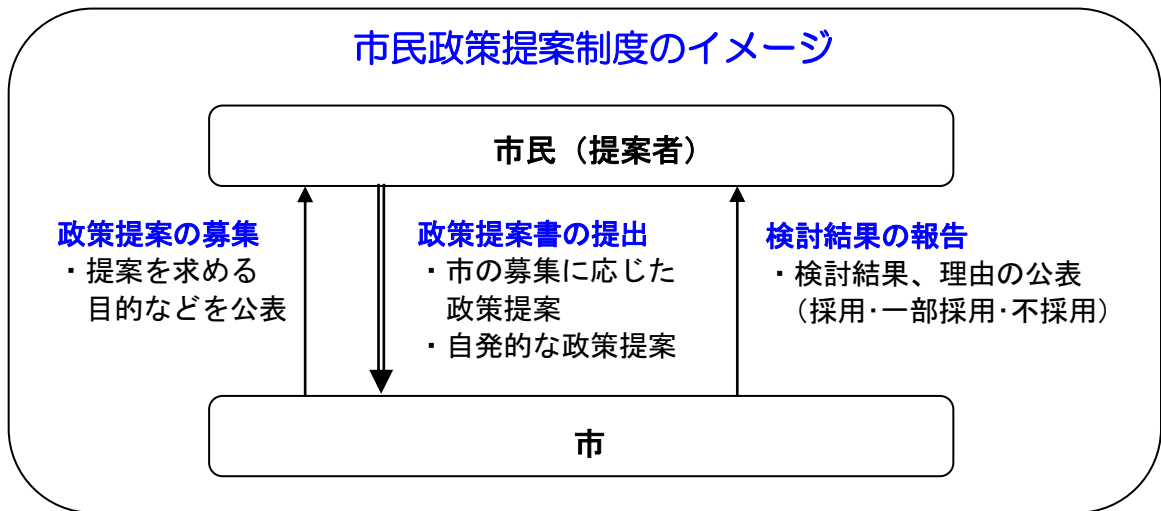
3 第3項関係（事前公表事項）

・市の機関が市民に対して政策の提案を求める際の、事前公表事項を定めたものです。

・「提案の提出方法、提出期間」については、市の機関が、政策を求めるごとに定めるものとします。

4 第4項関係（政策提案の検討結果及びその理由の公表）

・提案された政策の内容を検討し、その検討結果及び結果に至った理由を、政策提案を行った代表者に通知するとともに、広く市民に公表することを定めたものです。なお、住所及び氏名については、公表しないものとします。



第3章 市民参加推進員制度

(市民参加推進員の公募、登録及び役割)

第16条 市長は、市民参加を推進するため、13歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2 前項の規定による市民参加推進員の登録を受ける者は、市長に当該登録に係る事項を届け出なければならない。

3 第1項の規定による市民参加推進員の登録の期間（以下「登録期間」という。）は、登録した日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までとする。

4 市民参加推進員は、登録期間内において登録した事項に変更があったとき、又は登録を辞退するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、市民参加推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 登録を辞退する届出を提出したとき。

(3) 登録に係る事項の届出又は登録した事項の変更の届出に虚偽の事項を記載したとき。

(4) 市民参加推進員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

6 市の機関は、市民参加推進員に対して市民参加に関する情報を提供するとともに、市民参加に関しての協力を依頼するものとする。

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をしよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。

(2) この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民参加推進員の公募、登録及び役割を定めたものです。

・「市民参加推進員制度」とは、公募に応じた市民が、市民参加推進員として、市からの市民参加に関する情報提供に基づき、積極的な市民参加に努めるとともに、多くの市民に対して市政への参加を働きかけて市民参加の推進を図るという市民のネットワークを活用した制度です。

1 第1項関係（市民参加推進員の公募、登録）

- ・市民参加推進員を公募し、公募に応じた市民を市民参加推進員に登録することについて定めたものです。
- ・市民参加推進員に登録することができる年齢としては、これからの久喜市を担う若い世代の意見の重要性を考慮して、13歳以上としています。
- ・公募に応じた13歳以上の市民は、全て市民参加推進員に登録するものとします。
- ・「市民」は、第2条第3号の市民の定義により「市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。」と規定されていますが、市民参加推進員の活動としては、本市と常時関わりが必要であることから「市内に居住し、通勤し、又は通学する者」に限定するものです。

2 第2項関係（登録に係る届出）

- ・市民参加推進員の登録を受ける者は、当該登録に係る事項を届け出なければならないことを定めたものです。

3 第3項関係（登録期間）

- ・市民参加推進員の登録期間について定めたものです。
- ・登録期間は、市民参加推進員の登録をした日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までとします。
- ・市民参加推進員は、登録期間が終了した後に届け出を行うことにより、再度登録することができるものとします。

4 第4項関係（登録事項の変更、辞退の届出）

- ・登録した事項に変更があったとき、又は市民参加推進員の登録を辞退するときは、届け出なければならないことを定めたものです。

5 第5項関係（登録を取り消す事項）

- ・市民参加推進員の登録を取り消す事項について定めたものです。
- ・「第1項に規定する要件を欠くに至ったとき」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学しなくなったときをいいます。

6 第6項関係（市の機関の役割）

- ・市民参加推進員制度に係る市の機関の役割について定めたものです。
- ・市の機関は、市民参加を推進するために、市民参加推進員に対して、積極的な市民参加に関する情報提供及び協力を依頼することを役割とするものです。
- ・「市民参加に関する情報」及び「市民参加に関しての協力」としては、審議会等の委員の公募のお知らせ、イベントへの参加及びスタッフとしての協力依頼のお知らせ、ア

ンケート依頼などがあります。

7 第7項関係（市民参加推進員の役割）

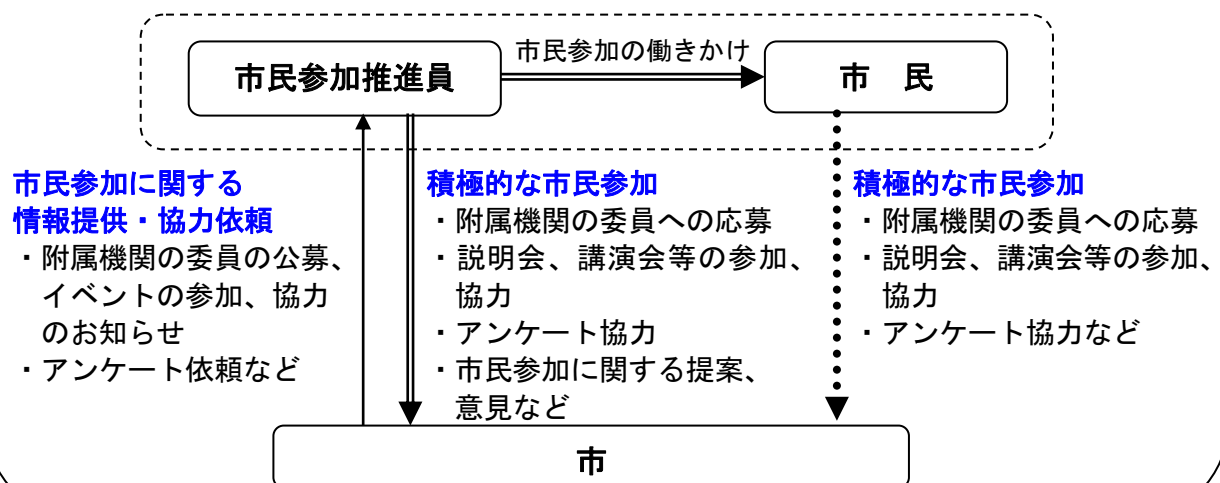
- ・市民参加推進員の役割について定めたものです。
- ・市民参加推進員は、前項に規定する市の機関からの市民参加に関する情報の提供等に基づき、積極的な市民参加をするように努めるとともに、他の市民に対して情報を提供し、市民参加を働きかけることを役割とするものです。
- ・市民参加推進員が、市の機関からの情報提供である「附属機関の委員の公募のお知らせ」に基づき、附属機関の委員に応募した場合と、一般市民が広報等を通じて応募した場合の、附属機関の委員を選考するにあたっての取扱いに差はないものとします。

《久喜市市民参加条例施行規則》

（市民参加推進員の登録等の手続）

- 第8条 条例第16条第2項の規定に係る事項の届出は、久喜市市民参加推進員登録事項届出書（様式第4号）によるものとする。
- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、当該届出をした者に久喜市市民参加推進員証（様式第5号）を交付するとともに、これを久喜市市民参加推進員登録台帳（様式第6号）に登載するものとする。
- 3 条例第16条第4項の規定による届出は、久喜市市民参加推進員登録事項変更届出書（様式第7号）又は久喜市市民参加推進員辞退届出書（様式第8号）によるものとする。
- 4 市長は、条例第16条第5項の規定により市民参加推進員の登録を取り消したときは、久喜市市民参加推進員登録取消通知書（様式第9号）により当該登録を取り消した市民参加推進員に通知するものとする。
- 5 条例第16条第3項の登録期間が経過した者又は前項の規定による登録の取消しの通知を受けた者は、速やかに第2項の規定により交付を受けた久喜市市民参加推進員証を返却しなければならない。

市民参加推進員制度のイメージ



第4章 市民参加計画等

（市民参加計画及び実施状況の公表）

第17条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の実施の予定を取りまとめ、市民参加計画を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、前年度における市民参加計画の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、市民参加の実施予定を取りまとめた市民参加計画、及び市民参加計画の実施状況の公表について定めたものです。

1 第1項関係（市民参加計画の作成及び公表）

- ・市の機関が市民参加を求めるものについて、施策の名称、市民参加の方法、実施時期などの市民参加の実施予定を取りまとめ、これを市民参加計画として公表することを定めたものです。
- ・市民参加計画を作成することにより、市の機関は計画に沿った事業を行うことができるようになるものです。
- ・市民参加計画を公表することにより、市民は事前に市民参加に関する情報を得ることができ、市民参加の予定を立てるとともに、事前対応を行うことができるようになるものです。
- ・市民参加計画として取りまとめる項目は、市民参加の対象施策（条例第5条第1項）に限らず、広く市民参加を求める観点から、対象施策以外の施策についても、計画に取りまとめるように努めるものとします。

2 第2項関係（市民参加計画の実施状況の取りまとめ及び公表）

- ・第1項で作成した市民参加計画の実施状況を取りまとめ、公表することを定めたものです。
- ・市民参加計画の実施状況を公表することにより、市民は市民参加が適正に行われているかの確認をすることができるようになるものです。

《久喜市市民参加条例施行規則》

(市民参加計画及び実施状況の公表事項)

第9条 条例第17条第1項に規定する市民参加計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加を求める施策の名称
- (2) 市民参加の方法
- (3) 市民参加の実施時期
- (4) 市民参加を求める市の機関の担当課
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第17条第2項に規定する前年度における市民参加計画の実施状況については、前項各号に掲げる事項及び実施結果を公表するものとする。

(他の制度との調整)

第18条 市民参加に関しこの条例に規定する事項について、法令又は条例に特別な定めがあるときは、その定めるところによる。

【趣旨及び解釈】

■本条は、この条例の対象となる施策であっても、他の法令又は条例に市民参加に関する手続きが定められているものについては、この条例によらず当該法令又は条例の定めるところによることを定めたものです。

・「法令に特別な定めがある場合」としては、都市計画を決定しようとするときは、都市計画法第17条に基づき、あらかじめ、都市計画の案を縦覧に供し、住民及び利害関係人は縦覧に供された都市計画の案について意見書を提出することができることなどが定められているので、この法律に従い市民参加の手続きを実施することになります。従って、このような場合などは、市民参加条例に規定される手続きは適用されないということになります。

・「条例に特別な定めがある場合」としては、久喜市総合福祉条例第10条第2項の規定により、市民参加条例の対象施策となる「総合計画」を策定しようとするときは、「あらかじめ、久喜市健康福祉推進委員会の意見を聴くものとする。」という規定があります。市民参加条例の第6条では、対象施策を実施しようとするときは、市民参加の方法のいずれかの方法のうち、1以上の方法によらなければならないと規定されていますが、総合福祉条例では、附属機関へ付議することが規定されていることから、この方法により市民参加の手続きを得ることになります。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

【趣旨及び解釈】

■本条は、この条例の見直しについて定めたものです。

・社会情勢の変化や市民参加の状況を踏まえ、市民参加をより推進するために、必要に応じて見直しを行うものとしたものです。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨及び解釈】

■この条例の施行に関して必要な事項は、規則に委任することを定めたものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

【趣旨及び解釈】

1 第１項関係

本項は、この条例の施行期日を定めたものです。

条例の施行期日は、平成２２年３月２３日としています。